

# 連携パス運用について

## 1. 連携パスとは

「がん地域連携クリティカルパス」とは地域のかかりつけ医と病院の専門医とが、がん患者の診療情報を共有できる診療計画表のことで、その疾患に必要な治療や検査が盛り込まれています。連携パスを上手く活用して、かかりつけ医と専門医が協力してがん患者の診療を行います。

現在、奈良県では、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、肝細胞がんの5大がんについて奈良県がん診療連携協議会を中心に連携パスが作成されています。

連携パスには、医療者用と患者用があり、奈良県では、乳がんを除いて患者用連携パスを『私のカルテ』と呼称しています。

連携パスを利用することで、病院での治療内容・日常生活での各種問題などに関して医師の間で情報をやりとりできるばかりでなく、患者さんご自身も病気の状態や診療計画を理解でき、患者・医師が共同で診療に取り組むようになります。また、病状に変化があった時でも適切に対処ができるなど、安心して診療を受けて頂くことができるようになります。

## 2. 連携パス運用の目的

地域連携パス運用の目的は、連携パスの運用により患者・家族と各医療機関が、がん患者の診療情報を共有するとともに、連携施設の機能分担を行って、がん患者、家族に切れ目のない地域連携による質の高い、そして患者・家族が安心できるがん医療を提供することにあります。

## 3. 連携パス運用の対象

病院入院中あるいは通院中のがん患者で、今後の診療をかかりつけ医と病院医師が共同で、あるいはかかりつけ医主体で診て行くことが可能かつ必要があると考えられる患者で、患者本人の同意を得られた方を対象とします。

## 4. 連携パス運用中のかかりつけ医、病院主治医の役割

### 1. かかりつけ医

日頃の診療は、地域のかかりつけ医が担当します。がんあるいはその他の持病の診療を担当します。おもな診療内容を下に記します。

- ・定期的な診察、血液検査、画像検査など
- ・定期的な薬の処方
- ・痛みや吐き気など各種症状の継続的な診療
- ・風邪をひいたり、熱が出たときなど、臨時の診療
- ・病状悪化などにより、病院での診察が必要と判断した時には病院に連絡し、紹介とします

### 2. 病院主治医

手術等の専門的治療を行った後の精密検査と診察は、病院主治医が担当します。そのため、患者さんには必要に応じ、年に何回か病院に通院していただき、精密検査と診察を受けていただきます。

- ・精密検査としては、血液検査、超音波検査、CT検査、MRI検査などがあり、必要に応じて施行します。
- ・病状が変化したときなどはかかりつけ医の紹介により、臨時に病院で診察を行ったり、入院治療をしたりすることもあります。

## 5. 連携パスの構成内容

### 1. 医療者用パス

- ①診療情報提供書
- ②医療者用連携パス（共同診療計画表）
- ③その他

## 2. 私のカルテ(患者用パス)

- ①私の情報
- ②連携パスの意義と各医療機関の役割
- ③連携中の日常生活上の注意
- ④情報共有書(手術記録・所見、退院時の状態、個人情報など)
- ⑤共同診療計画表
- ⑥連携同意書
- ⑦連携医療機関一覧および緊急時連絡先
- ⑧連絡メモ
- ⑨薬貼付用紙
- ⑩検査結果貼付用紙

## 6. 連携パス運用実施までの流れ

### 1. 入院中、退院前

- ①患者さんに連携パスについての説明および提示
- ②患者さんの希望の確認、連携の同意書の取得
- ③連携コーディネートの実施
- ④連携医療機関についての説明と連携医療機関の決定
- ⑤必要に応じて連携前カンファレンスの実施

### 2. 外来

- ①連携の運用開始

## 7. 連携パス運用実施までの医療者、患者等の役割

### 1. 主治医

- ①初回入院中に、患者さんに医療連携、連携パスについての提示および説明
- ②患者さんの希望の確認、連携の同意書の取得
- ③医療者用パスおよび私のカルテの共同診療計画表の作成、情報共有書の記入、診療情報提供書の作成
- ④連携前カンファレンス実施時の参加
- ⑤外来での連携パス運用開始時期の決定、連携コーディネーターへの連絡
- ⑥定期の診察・精密検査
- ⑦緊急時の対応

### 2. 病棟看護師

- ①私のカルテの説明
- ②連携前カンファレンス実施時の参加

### 3. 連携コーディネーター

- ①患者、家族への連携の説明
- ②連携医療機関への連絡、調整および連携パスの説明
- ③私のカルテの記入方法の説明
- ④連携パスの必要項目のチェック
- ⑤必要に応じて連携前カンファレンスの設定
- ⑥連携医療機関への情報提供および診療情報提供書、医療者用連携パスの送付
- ⑦連携医療機関への連携パス運用開始時期の連絡
- ⑧連携医療機関よりの診察、検査依頼等の連絡、調整
- ⑨患者、家族の相談、支援
- ⑩現場の医師のサポート

### 4. 連携病院や医院のかかりつけ医

- ①連携の受諾
- ②連携前カンファレンス実施時の参加
- ③日常診療、検査、治療、投薬

### 5. 患者、家族

- ①連携同意書の記入
- ②私の情報の記入(私のカルテ)
- ③連携医療機関の選択
- ④連携前カンファレンス実施時の参加
- ⑥私のカルテを携行して、病院、連携医療機関、調剤薬局等を受診

# 患者さん用の「私のカルテ」説明書

## ● 連携先の決定

「私のカルテ」を使用した「がん診療連携」が始まります。日頃かかりつけ医として受診される診療所や病院、利用される保険薬局、訪問看護ステーション等を主治医やスタッフと話し合いながら決めていきます。

● 「私のカルテ」は、連携している病院・医院などの医療機関だけでなく、その他の医療機関（風邪でたまに受診・歯科・眼科など）を利用される時にもご持参下さい。また、訪問看護ステーションのスタッフとの連携にもご利用ください。

● 「私の情報」のページに記入して下さい。

● 患者さんのがんに関する情報は、「情報共有書」に記載されています。

● 何か症状が出現した時は、かかりつけ医又は連携医療機関を受診してください。緊急の場合には緊急時の連絡先に連絡ください。

● 「私のカルテ」に記載されている日常生活上の注意を守りましょう。

● 共同診療計画表に従って、診療が進められて行きます。表に受診先、受診時期が記載されていますので、それに沿って。専門医とかかりつけ医を受診してください。

● 不明な点、疑問点があれば、記載されている連携コーディネーターにお尋ねください。

● 連絡メモには、患者さんが記録しておきたいことや、訊ねたいことなど、自由に記載してください。

● 薬貼付用紙は、お薬手帳をお持ちでない時にご利用ください。

● 検査結果貼付用紙には、受診時に検査結果をもらった時に検査結果を貼付しましょう。

● 患者さんの大切な情報が詰まった「私のカルテ」は患者さん自身のものです。どの医療機関を受診する折にも携行するとともに、紛失されないように注意して下さい。紛失の責任はご自身にありますので、大切に保管してください。

● 「私のカルテ」が不要になった場合には、ご自身の記録として保管されるか、または患者さん・ご家族の判断で個人情報として適切に処分してください。

**当院は、がん地域連携パスを用いて、かかりつけ医と当院との情報交換を行い、患者様に切れ目のない医療と安全を提供いたします。**

**かかりつけ医は  
あなたのもうひとりの主治医です**